

【届出に必要な書類】

	届名	届出が必要な場合	届出期間
1	設置届	特定施設を設置しようとする場合	工事開始日の30日前まで
2	使用届	新たに指定地域になった場合や、特定施設となった場合	指定地域となった日または特定施設となった日から30日以内
3	数変更届	特定施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合 ※1	変更工事開始日の30日前まで
4	使用の方法変更届 (振動のみ)	特定施設の使用方法を変更する場合 ※2	
5	防止の方法変更届	騒音または振動の防止を変更する場合 ※3	
6	氏名等の変更届	氏名・住所・工場または事業場の名称・所在地を変更した場合 ※4	変更があった日から30日以内
7	使用全廃届	特定施設の全ての使用を廃止した場合	使用を廃止した日から30日以内
8	承継届	特定施設の全て（又は一部）を譲り受け・借り受け、相続または合併により承継した場合	承継後30日以内

※1 特定施設の種類ごとの数を減少する場合、又はその施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合は、届出の必要はありません。（条例については、承継により指定施設の数が増加する場合は除く。）

※2 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合、又は使用時間の開始時刻の繰り上げ又は終了時刻の繰り下げを伴わない場合は、届出の必要はありません。（条例については、承継により指定施設の数が増加する場合は除く。）

※3 防止方法の変更により騒音又は振動の大きさが増加しない場合は、届出の必要はありません。ただし、騒音の防止の方法の変更と施設の増設を同時に行う場合は、別々に判断する必要があります。

※4 工場等の所在地の変更とは住居表示の変更のことであって、工場・事業場の移転による変更ではありません。移転の場合は、設置届及び使用全廃届による届出が必要となります。